

2019年度  
「研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究  
開発促進による事業化支援」公募

## 公募要領

受付期間:2019年4月5日(金)～2019年5月10日(金)正午必着

### 【ご注意】

1. 本事業は、2019年度の政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があります。
2. 本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDOへの提案書(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。  
なお、e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度要することから、提案を予定されている方はお早めにご登録願います。
3. 持参での受付は致しませんのでご注意願います。

2019年4月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部

## 目次

1. 件名
2. 事業概要
  - (1) 背景及び目的
  - (2) 事業内容
  - (3) 事業期間
  - (4) 事業規模
  - (5) 事業スキーム図
  - (6) 交付規程について
3. 応募要件
  - (1) CRI を行う助成対象事業者の要件
  - (2) 助成対象事業
  - (3) 助成対象費用
  - (4) 助成率及び助成金の額
  - (5) 共同研究等を行う橋渡し研究機関の要件
4. 提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限
  - (2) 提出先
5. 応募方法
  - (1) 助成金交付提案書の作成
  - (2) 提案に関する注意
  - (3) 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合
  - (4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録
6. 秘密の保持
7. 助成先の選定について
  - (1) 審査の方法について
  - (2) 審査基準
  - (3) 交付先の通知及び公表
  - (4) スケジュール
8. 留意事項
  - (1) 助成対象費用
  - (2) 交付決定から助成金の交付までのステップ
  - (3) 「橋渡し研究機関」の確認申請について
  - (4) 研究開発計画の変更について
  - (5) 企業化状況報告書等の提出
  - (6) 事業期間終了後の収益納付
  - (7) 処分制限財産の取扱い
  - (8) 主任研究者について
  - (9) 「国民との科学・技術対話」への対応
  - (10) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて
  - (11) 交付決定等の取り消し
9. 禁止事項及び不正防止について
  - (1) 本事業内の重複提案
  - (2) 重複助成の排除
  - (3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応
  - (4) 研究活動の不正行為への対応
  - (5) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
  - (6) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)
10. 公募説明会の開催
11. 提案に関する問い合わせ先
12. その他

- (1)「中小企業技術革新制度(SBIR)
- (2) J-Startup
- (3) 提案情報の公表
- (4) 交付にあたっての条件について

# 2019年度「研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進による事業化支援」公募 公募要領

2019年4月5日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進による事業化支援」の公募を行います。

本事業は NEDO の「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に則り実施しますので、本公募要領と合わせて必ずご確認ください。

## 1. 件名

「研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進による事業化支援」

## 2. 事業概要

### (1) 背景及び目的

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 では、NEDO において、新たなイノベーションの担い手として期待されるベンチャー企業への支援の強化等の改革を推進することが謳われています。

また、平成 29 年 6 月 2 日に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略 2017」において、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築の一つとして、橋渡し機能の強化において先行する国立研究開発法人においては、更にその取組の深化を図ることやこれらの先行事例を参考にしつつ、橋渡し機能の強化が期待される他の公的研究機関においても、各機関や技術シーズ等の特性を踏まえた橋渡しの戦略的取組を推進することなど橋渡し機能強化の重要性が謳われています。平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「未来投資戦略 2018」においても企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出することが新たな目標として追加されるなど官民が一丸となりベンチャー・エコシステムの構築を加速し、グローバルなベンチャー企業の創出に取り組む重要性が謳われています。

本事業では、橋渡し研究機関と連携して事業開発(橋渡し研究開発促進: Collaboration with Research Institute。以下「CRI」という。)を行う研究開発型ベンチャーをNEDOが支援することにより、研究開発型ベンチャーが橋渡し研究機関から技術シーズの移転を受けてビジネスにつなげることや、研究開発型ベンチャーが保有する技術を橋渡し研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、研究開発型ベンチャーが技術力向上や生産方法等の革新等を実現することを支援します。加えて、上述のような取組をNEDOが支援することにより、橋渡し研究機関が積極的にその機能強化に取り組むことを促進し、エコシステムを強化することを目的とします。

### (参考)

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>

「科学技術イノベーション総合戦略2017」(平成29年6月2日閣議決定)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2017/honbun2017.pdf>

「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018\\_zentai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf)

## (2)事業内容

NEDO は橋渡し研究機関と共同研究等(CRI)を行う研究開発型ベンチャーを公募し、外部専門家等による評価に基づく審査を行い、助成金を交付します。助成率は最大 2/3、助成金額は原則として最大 1 億円/事業期間です。

## (3)事業期間

原則として、交付決定通知書に記載する事業開始の日から2020年3月31日までとします。(2021年2月26日まで延長の可能性あり(※)。)

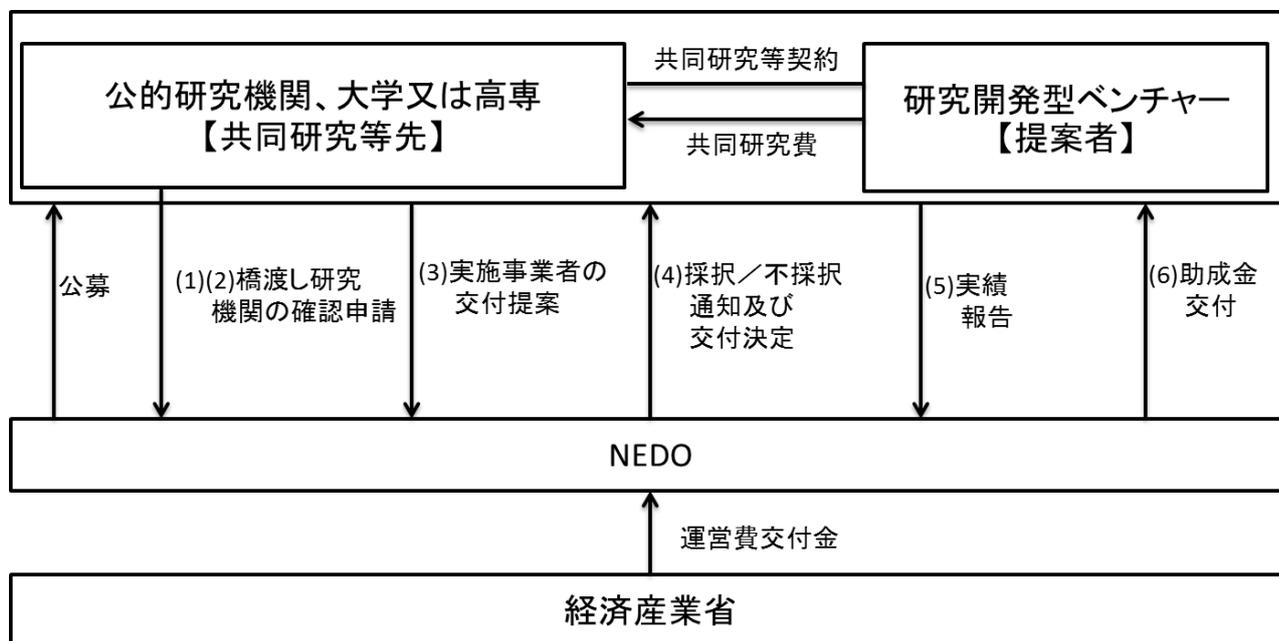
※事業終了は原則として2019年度末としますが、2020年度政府予算の目処が立つことを条件として、引き続き(最大2年以内)事業延長を承認する場合があります。上記条件を前提とし、2020年度分の事業実施内容についても“参考”として提案を行うことは可といたします。

## (4)事業規模

約1億円 ※2019年度分

状況により増減することがあります。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

## (5)事業スキーム図



## (6)交付規程について

本助成事業は NEDO が別途定める「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に則り実施します。本公募要領と合わせて NEDO ホームページよりご確認ください。

### 3. 応募要件

#### (1)CRIを行う助成対象事業者の要件

具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、橋渡し研究機関と共同研究等を行う事業者であって、

①～⑩のすべての要件を提案時から助成事業実施期間中を通じて満たす必要があります。

- ① 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③ 助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- ⑤ 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- ⑥ 本邦法人であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。ただし、本邦法人未設立及び拠点未設置の場合は、提案時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、この公募の採択決定後に行う交付決定の時までに提案者が本邦法人となることを条件として応募の対象とします
- ⑦ 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

常時使用する従業員には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業
- ・大企業(※)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

(※)本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベン

チャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)

・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合(又は諸外国における同等のもの)

- ⑧ 大企業の持分法適用会社ではないこと。
- ⑨ 橋渡し研究機関との共同研究等に関する契約を交付決定日以降に締結する意向を「共同研究契約に係る同意確認書」(別添 6)等により、提案締切から30日以内に確認できること。
- ⑩ 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。

## (2)助成対象事業

対象技術について、次の①～③の要件のすべてを満たすことが必要です。

- ① 経済産業省所管の鉱工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。)
- ② 具体的技術シーズであって、研究開発要素があることが想定されること。例えば、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、研究開発要素が薄いものや、既存製品(購入品)を利用しただけのものについては対象外とします。
- ③ 競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。

(注1)実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。(創薬等の開発においては、早期第Ⅱ相試験(phase IIa)まで申請可能ですが、治験に係る外注費は原則として助成対象外となります。)

(注2)本事業において「実用化」とは、販売又はライセンスアウトにより収入が発生することをいいます。なお、創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行することをもって実用化とみなします。

(注3)事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、原則、無償にて実施するものとします。

## (3)助成対象費用

助成の対象となる費用は、本公募要領の『8. 助成事業の詳細 (1)助成対象費用』及び課題設定型産業技術開発費助成金交付規程の『第6条』に示すとおりです。

## (4)助成率及び助成金の額

- ①助成率:助成対象費用の2/3以下
- ②助成金の額:原則1億円まで ※1事業者あたり、交付決定で定めた期間の総額

## (5)助成対象となる開発体制

### ①助成事業者

助成対象事業者の要件を満たす1者単独の提案を助成対象とします。  
2者以上からの連名提案は助成対象となりません。

### ②共同研究等先となる「橋渡し研究機関」

共同研究等先に「橋渡し研究機関」を含み、「橋渡し研究機関」が本助成事業において研究開発の重要な役割を担うことが必須の要件です。

#### (6) 共同研究等を行う橋渡し研究機関の要件

本事業を円滑に行うため、提案者である研究開発型ベンチャーと共同研究等(CRI)を行う橋渡し研究機関(以下「橋渡し研究機関」とは、提案者である研究開発型ベンチャーと共同研究(CRI)を行う研究機関を指す。)にも以下に記す要件を求めます。

橋渡し研究機関は複数でも問題ありませんが、すべての橋渡し研究機関が下記①と②の条件を提案時から助成事業実施期間中を通じて満たすことが必要です。

①NEDO が「橋渡し研究機関」の要件への該当を確認し、その旨を通知した公的研究機関、大学又は高等専門学校であること(詳細は8.(3)参照)。

② 提案者である研究開発型ベンチャーとの共同研究等に関する契約を締結する意向を「共同研究契約に係る同意確認書」(別添 6)により、提案締切から30日以内に確認できること。

※橋渡し研究機関が複数の場合、上記同意書は連携の全ての橋渡し研究機関から取得してください。

なお、共同研究等に関する契約の締結に際しては、次の点に留意ください。

○助成事業名の明記： 共同研究等に関する契約の前文等に次のような文章を入れてください。

『株式会社〇〇(以下「甲」という。)と株式会社●●(以下「乙」という。)は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)の「研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進による事業化支援」により助成金の交付を受けようとする事業「\*\*\*\*\* (助成事業名)」に係り、次の各条による共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。』

また、助成事業の対象期間に誤解のないよう、下記内容の文章も記載してください。

『なお、助成事業にかかる実施項目については、NEDO 事業の交付決定日以降の助成事業期間内に実施するものとする。』

○研究内容： 研究目標及び各社の研究分担が提案書と相違ないこと。

○秘密保持： CRI を行う研究開発型ベンチャー側は NEDO へ助成事業の成果報告の義務があることを踏まえておくこと。

#### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書 4 部(正 1 部、副 3 部)を作成し、以下の提出期限までに郵送又は特定信書便によりご提出ください。直接の持参、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません。

##### (1) 提出期限: **2019 年 5 月 10 日(金)正午必着**

(公募期間: 2019 年 4 月 5 日(金)から 2019 年 5 月 10 日(金))

期限までに到着しなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください(提案書のフォーマットは変更しないでください)。同時申請をされる場合には、提案者である研究開発型ベンチャーからの助成金交付申請書と、公的研究機関、大学又は高専からの確認申請書の両方の提出を確認できたもののみ審査対象といたします。

##### (2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 スタートアップグループ 板倉、夏目、長野、塚越 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 20 階

※封筒に『「CRI 事業者公募」提案書在中』と朱書きください。

## 5. 応募方法

### (1) 助成金交付提案書の作成

助成金を希望する事業者は、下記の助成金交付提案書(以下「提案書」という。)一式を NEDO に提出してください。

#### ① 提案書の様式の入手

下記の提案書の様式等関係書類は、NEDOホームページの本公募ページからダウンロードすることができます。「提案書作成にあたって」に従い、提案書を作成してください。

- ◎公募要領【PDF】
- ◎提案様式 1 \_様式第 1\_添付 1-3【MS-Word】
- ◎提案様式 2 \_添付 4 と 5\_別添 1-6【MS-Word】
- ◎提案様式 3\_\_推薦書等(提案締切時点の提出は任意)【MS-Word】
- ◎情報項目ファイル【MS-Excel】
- ◎【別紙1】研究体制表【MS-Excel】
- ◎【別紙2】助成事業経費【MS-Excel】
- ◎財務データ入力フォーム
- ◎基本計画【PDF】
- ◎実施方針【PDF】

#### ② 提出書類

提案様式 2 の別添 4 の提案時提出書類の確認(チェックリスト)、及び別添 5 の提案書受理確認書に記載される書類をご準備ください。提案書を受理後に受理確認票を返送します。そのほかの提出された提案書、添付資料等は返却いたしません。なお、「情報項目ファイル」には、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で取得した、助成事業者の研究機関番号、研究開発代表者の研究者番号を記入する欄がありますので、必ず記入してください。

### (2) 提案に関する注意

- ・必ず事前に e-Rad の登録を行ってください。
- ・本助成事業は、2者以上による連名提案は対象としておりません。
- ・同一事業者が異なるテーマにより複数の応募をすることは認めません。
- ・採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- ・提案書は日本語で作成してください。また、経営者面談、プレゼン審査も日本語で行います。

### (3) 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

提案書を受理後に受理確認票を返送しますので、宛先を明記し82円切手を貼付した返送用封筒を申請書一式にあわせてお送り下さい。

提案書類に不備等がある場合は原則として審査対象とはなりませんので、申請書様式に従って記入して下さい。様式に記載されている項目の変更はしないで下さい。

#### (4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への申請手続きと、NEDOへの提案書の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への提案ができませんので、ご注意ください。なお、会社設立前のためにe-Radの登録ができない場合は、別途事務局にお問い合わせいただき、その指示に従ってください。

#### (※) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯: 平日、休日ともに0:00~24:00  
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク  
電話番号: 0570-066-877  
受付時間: 平日9:00~18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

#### 手続きの概略

以下①~④の手続きのうち、①及び②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(③及び④の手続きは必要です)。

##### ① 所属研究機関の登録

提案にあたっては、応募時までe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※[システム利用にあたっての事前準備]のページをご覧ください。

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)

##### ② 研究代表者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください。

##### ③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください。この印刷物はNEDOへの提出書類として必要になります。

##### ④ 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了

してください。「確認・実行」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

#### 【注意事項】

- ・提案書をNEDOへ提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。提案の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。
- ・提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- ・申請書の受理状況は、「応募・受入状況画面」から確認することができます。
- ・e-Radへの申請は、提案者のみ必要です。共同研究等の連携先としての橋渡し研究機関は必要ありません。

#### 6. 秘密の保持

- ・NEDOは、提出された提案書及び申請書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・提出された提案書等は、助成事業の審査のために使用します。外部専門家である評価者に提出書類等を郵送等にて送付する場合があります。
- ・評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を提案書の非公開とする提案内容(添付資料 5)に明示ください。NEDOはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・提出物等により取得した個人情報の取扱いは以下のとおりとします。
  - ①審査及び審査に関係する説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
  - ②審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
  - ③NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
  - ④特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
  - ⑤ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。  
(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)
- ・e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

#### 7. 助成先の選定について

##### (1) 審査の方法について

- ・NEDO は、提案要件に関する審査の後、一次審査として外部有識者等を活用した書面審査を行い、二次審査への通過者をお知らせします。二次審査では、経営者面談及び外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼン審査を実施し、最終的には NEDO 内の契約・助成審査委員会を経て採択が決定されます。さらに必要に応じ、資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・外部有識者が、評価基準(7. (2)参照)に従って書面及び審査委員会等において技術評価及び事業化評価等を行います。また、公募期間中に評価者候補の所属及び氏名を、NEDOのホームページ上に公開します。

- ・応募する事業案件に関して、特定の外部有識者と利害関係(利害関係者の定義参照)があり、公正な評価が保証されないと提案者が判断する場合は、提出書類等の「別添 3 利害関係の確認について」にその評価者の所属、氏名と理由を記載することができます。

#### 利害関係者の定義

##### 1 規程

NEDOでは、NEDO技術委員・技術委員会等規程(平成15年度規程第63号)(以下「規程」という。)第25条及び第34条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

##### 【規程抜粋】

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

- ・選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了ください。
- ・採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- ・NEDO による経営者面談は外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼン審査と同じ日程で行います。なお、経営者面談及びプレゼン審査の説明は代表者が実施することとし、出席者は提案者である研究開発型ベンチャー及び橋渡し研究機関に所属される者に限ります(提案書中の研究体制への明記が必要)。
- ・経営者面談では、事業期間中の研究活動が円滑に実施出来るかを確認するため、提案者である研究開発型ベンチャーの財務状況や研究体制についてヒアリングします。

#### (2) 審査基準

##### ① 提案要件に関する審査

NEDO は、本事業の目的への適合性、「3. 応募要件」に記載されている要件を満たしているか、及び「9. 禁止事項及び不正防止について」に該当していないかを審査します。これらに適合していないと判断された場合は、原則として以下の評価の対象となりません。

##### ② 評価項目

審査は下記観点から行われます。

##### ○技術評価

- ・提案されたテーマの技術内容について、具体的な技術シーズが活用可能であること(応募者自らが特許若しくはノウハウを保有している又は橋渡し研究機関からのライセンス供与が見込まれる等)。
- ・技術上又は知財権上、競合等による模倣が困難又は時間を要すること。
- ・開発目標となる技術に将来性や革新性があり、一定の競争力の維持が期待できること。

・我が国の研究開発力の強化に資するという観点から、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用されていること。

#### ○事業性評価

・支援期間終了後概ね3年以内に事業化が達成・進展される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な計画であり、予想されるリスク(市場変動、技術変革等)等への対策が盛り込まれていること。  
・事業化後は、国内外の経済への影響が大きく、新規産業や新規市場の創出に貢献するものであること。

#### ○政策意図評価

・研究開発型ベンチャー政策との整合性がとれていること。

### (3) 交付先の通知及び公表

・採択された事業については、NEDOから提案者に通知します。なお、採択通知の時期は、2019年7月中旬を予定しています。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。  
・採択された事業に関しては、提案者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要をNEDOのウェブサイトに公表します。また採択審査委員(評価者)の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。  
・必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

### (4) スケジュール

#### a. 提案にあたっての準備

- ① 橋渡し研究機関との連携の枠組み、役割、連携後のビジネス展開について十分に協議を行い、提案書に具体的に記載し、2019年4月5日(金)～2019年5月10日(金)正午必着でNEDOに提出してください。
- ② 提案締切から30日以内(30日後が土日又は祝祭日の場合にはその翌日)に「共同研究契約に係る同意確認書」(別添6)をNEDOに提出してください。なお、「共同研究契約に係る同意確認書」の発出者名は、橋渡し研究機関の共同研究等に関する契約締結者又は研究遂行責任者としてください。

#### b. 提案～採択～交付決定までの流れ

・公募締切後、NEDOが外部専門家等による評価を踏まえた総合的な審査を行い、助成予定先の採択決定及び通知を行います。採択決定は、2019年7月中旬頃の予定です。審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は提案を取り下げることができます。なお、採択決定は助成金の交付決定ではありません。

・各条件等の実行の確認及び事業への反映など必要な調整を行った後、提案書(様式第1、添付資料1～5、別添1～6)と同じ様式を用いて助成金交付申請書を提出していただきますと、NEDOは交付決定の手続きに入ります。

・交付決定後すみやかに、NEDOは共同研究等に係る契約の締結を確認し、その契約内容を提出していただきます。また、共同研究等に係る契約の締結前後、すなわち契約期間外に共同研究費の計上はできません。もしその契約内容に不備等がある場合は、内容変更をお願いすることがあります。

## 8. 留意事項

### (1) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や F/S 調査(研究開発の目標に調査内容が記載されていることが前提)に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する(汎用のもの、本事業以外にも使用するものは助成対象外です。)機械装置等経費、労務費及びその他経費です。

なお、橋渡し研究機関側で発生する経費を助成対象費用として計上することはできません。ただし、共同研究等の連携先の橋渡し研究機関への外注及び物品等の購入に関しては、必要理由書を事前に NEDO に提出し、認められた場合には経費として計上することができます。

**(※) 研究に必要な経費を正確に積算してください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を減額することがあります。**

**(※) 必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出を求める場合があります。**

(※) 本事業において「事業化」とは、助成事業終了後に販売又はライセンスアウトにより収入が発生することをいいます。なお、創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行することをもって事業化とみなします。

費目ごとの内容は次のとおりです。

#### I. 機械装置等費 (生産設備は対象外)

##### 1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

##### 2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。

##### 3. 保守・改造修理費

助成事業で購入したプラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として現状に回復する場合)に必要な経費。

(※) 「I. 機械装置等費」を計上する場合は、社外への調達発注に関する資料を提出いただきます。詳細は、提案書資料の別紙 2 助成事業経費の社外への調達発注先をご確認下さい。

(※) なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の目途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

#### II. 労務費

##### 1. 研究員費

提案書の研究開発体制に登録された助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等が、助成事業に遂行のために直接従事した時間分の人件費。なお、NEDO が認める助成事業に係る助言(メンタリング)授受及び NEDO 主催研修等への参加も助成事業への従事として計上することができます。

##### 2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記 1. 研究員費に含まれるものを除く)。

(※) 補助員単価は、補助員 1 人あたり 13,600 円/日を上限とします。また、当該補助員が健保等級を有する場合は、15,800 円/日を上限とします。なお、労務費は健保等級に基づく労務費単価を用

いて算定してください。

(※)健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください。

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

(※)本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

### Ⅲ. その他経費

#### 1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

#### 2. 旅費

①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

#### 3. 外注費

助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。

#### 4. 諸経費

上記の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。

### Ⅳ. 共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の「橋渡し研究機関」が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行う。

①この事業における「橋渡し研究機関」とは、NEDOにより「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を受けた国内の公的研究機関、大学又は高専をいいます。

②交付決定時における助成金総額の50%未満を対象とします。

③本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際、以下の点にご留意下さい。

・申請者の従業員を当該「橋渡し研究機関」に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。

・橋渡し研究機関が購入する機械設備等の費用をこの共同研究費の中に計上することはできますが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入して下さい。

・「橋渡し研究機関」において発生する本事業の直接経費の10%(大学は15%)を上限として間接経費も助成対象とします。

#### (2) 交付決定から助成金の交付までのステップ

・交付決定を受け、助成事業を開始後は、計画した目標に向かい、スケジュールに従って、成果を達成するよう努めてください。助成金の交付は、事業者から事業年度ごとに提出される実績報告書に基づき、当該事業者に対して精算払いを行うことを原則としています。ただし、必要があると認められる場合は、支払い実績等に基づき概算払いを行います。

・助成事業では適切な費用計上が求められます。そのために、次の指導及び検査を行います。

・経理指導:助成事業開始後数ヶ月以内に適切な費用計上について NEDO 検査員が指導します。

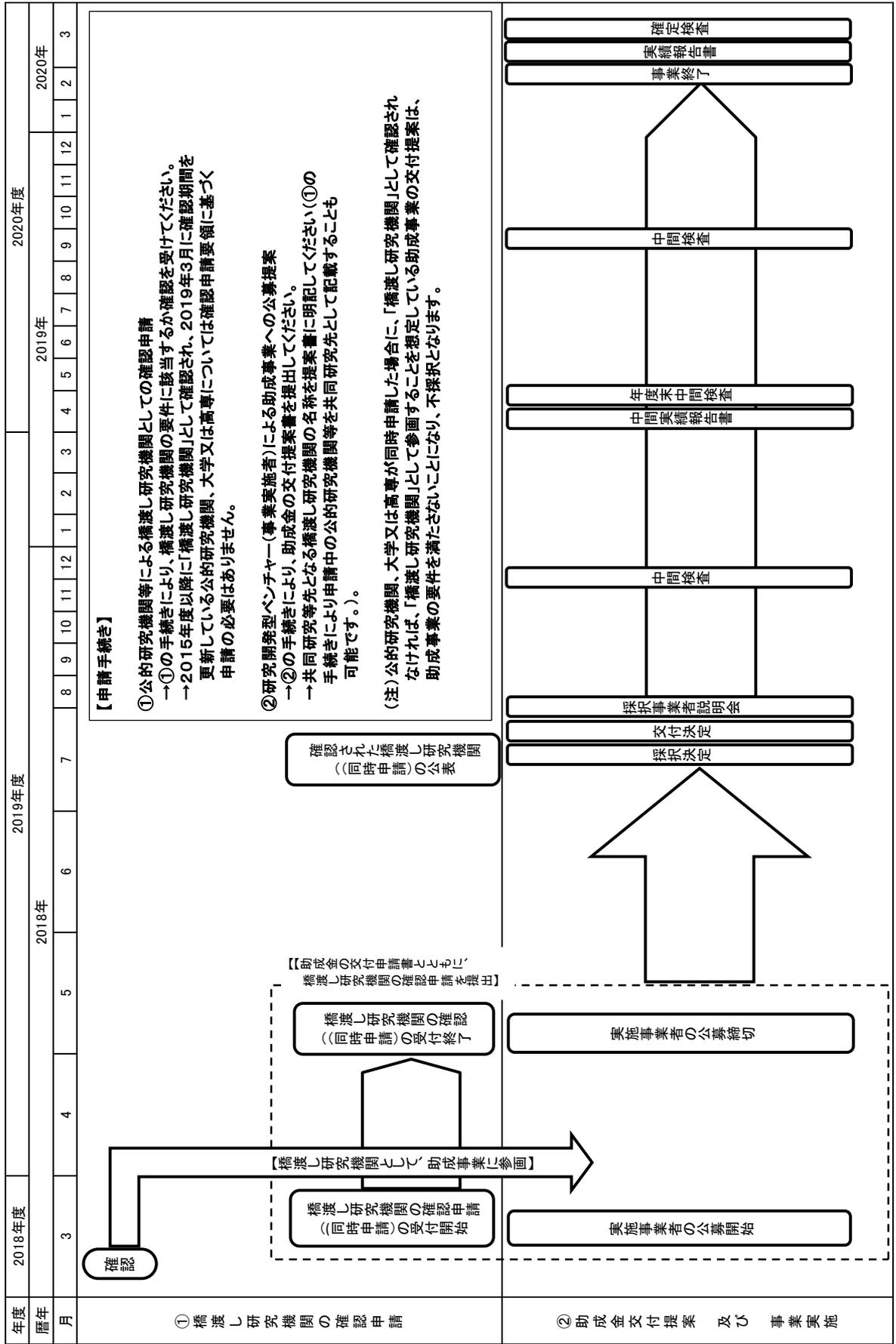
・中間検査:事業期間中に適宜状況に応じて実施します(回数も事業実施状況による)。

・確定検査:事業終了日の後、経費及び成果報告書を確認し費用を確定します。

詳細日程は交付決定後、その都度ご連絡します。また、その他 NEDO から様々なご案内をさせて頂く場合がございます。

これまでの2.(3)、7.(4)、8.(2)において説明した公募～事業終了のスケジュールについて、もし2021年2月26日までの延長を認められた場合は下図のとおり見込んでおります。

(別添)2019～2020年度のスケジュール



中間検査は助成事業の進捗等に応じて実施時期を設定します。

### (3)「橋渡し研究機関」の確認申請について

・この事業における「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を希望する公的研究機関、大学又は高等専門学校(以下「高専」という。)は、「2019年度『橋渡し研究機関』の確認申請要領」に従い、確認申請書を郵送又は特定信書便で提出することが必要です。ただし、2015年度以降に「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を受け、2019年3月に確認期間を更新している公的研究機関、大学又は高専については、本要領に基づく申請は必要ありません。

・「橋渡し研究機関」の要件の概要は以下のとおりです。

国の研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関若しくは大学共同利用機関法人に該当する公的研究機関、大学又は高等専門学校であって、日本国内に立地するものであること。また、以下の5つの仕組みを有する又は構築を計画中の機関であること。

- ①橋渡し機能(先進的・革新的技術シーズを事業化につなぐ橋渡し機能)強化の仕組み
- ②民間企業からの資金受入の仕組み
- ③産業界のニーズ把握とその組織内活動への反映の仕組み
- ④技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組み
- ⑤知的財産権の活用促進の仕組み

・NEDOは、公的研究機関、大学又は高専からの確認申請について、要件への該当の確認を行い、その結果を通知するとともに、確認された公的研究機関、大学又は高専については、事業者の採択決定と同時にNEDOのホームページに公表します。

・CRI では橋渡し研究機関との共同研究等が必須ですので、助成金交付提案書の提出時に、共同研究等先となる公的研究機関、大学又は高専が「橋渡し研究機関」として確認を受けていない場合には、助成金交付提案書の提出と同時に、共同研究等先となる公的研究機関、大学又は高専から「橋渡し研究機関」の確認申請を提出して下さい(以下「同時申請」という。)。なお、同時申請により「橋渡し研究機関」の確認申請を行う場合に、共同研究等先となる公的研究機関、大学又は高専が「橋渡し研究機関」と確認されなかった際には、助成金交付提案の要件が満たされず、不採択となることをご承知おき下さい。

詳細は、『橋渡し研究機関』の確認申請要領をご確認下さい

### (4)研究開発計画の変更について

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

### (5)企業化状況報告書等の提出

事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、企業化状況報告書をNEDOに提出していただきます。また、事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。助成事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。

### (6)事業期間終了後の収益納付

①企業化状況報告書により、助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び助成事業の実施結果の他への供与による相当の収益が認められたときは、原則、その収益の一部をNEDOに納付していただきます。

②収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。

③収益納付すべき期間は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間とします。

④収益額が少額な場合(収益納付期間単年度換算した助成金確定額の1%未満)は、収益納付対象外とし

ます。また、助成事業者の経常収支が赤字となる場合は、NEDOは納付について猶予する場合があります。

### 納付額の算出式

納付額 = ①助成事業に係る当該年度収益額 × ②助成金寄与度

ただし、

① 助成事業に係る当該年度収益

……損益計算書(P/L)上の営業利益 × (助成事業対象部分売上÷売上高)

② 助成金寄与度 = 助成金確定額の 1/5 ÷ 各年度に要したコスト

(助成寄与度=助成金確定額/助成対象費用の考え方も可)

なお、詳細は「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルに依ります。

### (7) 処分制限財産の取扱い

①助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第 16 条)

②本事業における取得財産の所有権は CRI を行う研究開発型ベンチャーにあります。これを処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。

(※)助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなり、NEDOが別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分(目的外使用)することにより収入金があった時は、NEDOの請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

③CRI を行う研究開発型ベンチャーは、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後 5 年以内に出願、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

④本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

(※)圧縮記帳:新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

### (8) 主任研究者について

研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のためのみに利用されます(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

本助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴を主任研究者研究経歴書(主任研究者研究経歴書の記入について、提案書の別添 1 の様式 1)に記入し提出してください。また研究員が主任研究者を兼ねることも可能です。記入にあたっては、別添 1 の説明内容に注意して記載して下さい。

#### (9) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細につきましては別添2を参照してください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

#### (10) 「国民との科学・技術対話」への対応

・本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に係る経費の計上が可能です。

・本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目(消耗品費、旅費、借料等)にそれぞれ計上してください。

① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分し計上してください。(この場合、算出根拠を明確にしてください。)

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

#### (11) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前にNEDOに報告をしてください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとします。

② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。

③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。

④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

##### 【記載例】

○「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

○「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

#### (12) 交付決定等の取り消し

・交付決定後に橋渡し研究機関との共同研究等に関する契約等を確認できなかった場合など、採択時に付した条件を満たせなかった場合には、交付決定を取り消すことがあります。

・提案内容の虚偽や助成金の重複受給等が判明した場合及び報告書の提出義務等の交付条件が果たさ

れない場合には、交付決定後又は助成金交付後であっても、交付規程に基づき交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また企業名の公表が行われることがあります。

## 9. 禁止事項及び不正防止について

### (1) 本事業内の重複提案

同一事業者が複数の提案をすることは認めておりません。

### (2) 重複助成の排除

「提案者」、「共同研究等先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の申請者(研究者)による同一の技術開発課題(助成金が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の技術開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(注)「過度の集中」とは、

一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される技術開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合
- 不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合

- ① 同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への提案はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- ② 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、提案者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。
- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

(※)府省共通研究開発システム(e-Rad)に関しては、「5. (5)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録」を参照してください。なお、提案内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

### (3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。(※1))及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年度機構達第 1 号。平成 16 年 4 月 1 日NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。(※2))に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

#### ①本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行ために対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

#### ②「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

- ・本事業の助成金交付に当たり、各助成事業者は標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
- ・体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
- ・NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

※1 研究不正指針についてはこちらをご参照ください

経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2 研究不正機構達についてはこちらをご覧ください

NEDOウェブサイト [https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

#### (4) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。(※3))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。(※4))に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

##### ① 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間: 不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間: 責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iii.により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

##### ② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

※3 研究不正指針についてはこちらをご参照ください

経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください

NEDOウェブサイト [https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

#### (5) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は次のとおりです。

#### 通知先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) リスク管理統括部  
〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

TEL: 044-520-5131

FAX: 044-520-5133

メールアドレス: [helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト: [http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日: 9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

#### (6) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

③ 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

④ 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

\* 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )

\* 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

\* 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>

\* 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 10. 公募説明会の開催

本事業の内容、提案にあたっての手続き等について、公募説明会を行います。提案資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り、ご参加ください。

日程、会場は本事業のホームページに掲載されています。ご確認の上、事前の参加申込を行ってください。

## 11. 提案に関する問い合わせ先

この公募内容に関するお問い合わせは、下記まで平日 9:00~17:45 の間にご連絡ください。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

### 問い合わせ先・申請書送付先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)  
イノベーション推進部 スタートアップグループ CRI公募担当 板倉、夏目、長野、塚越  
〒212-8554  
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階  
TEL:044-520-5175  
FAX:044-520-5178  
メールアドレス:[hashiwatashi@nedo.go.jp](mailto:hashiwatashi@nedo.go.jp)

## 12. その他

### (1) 中小企業技術革新制度(SBIR)

本助成金は、中小企業技術革新制度(SBIR)の「特定補助金等」として指定される予定です。本助成金を交付された中小企業については、その成果を利用した事業活動を行う際に、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象拡大等、特例の支援措置を受けることができます。

### (2) J- Startup

本助成事業は、「新しい経済対策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」にて示された当該事業において、推薦委員からの推薦を受け、外部審査委員会を経て認定される企業に対しては、本事業の審

査にて一定の優遇措置を講じます。

(3) 提案情報の公表

**交付決定された提案案件については、提案者の企業名、橋渡し研究機関の組織名、助成事業の名称を NEDO ウェブサイト上で公表します。**事業の概要を公表することがあります。

不採択の場合は、提案者の企業名、橋渡し研究機関の組織名、事業の名称を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

(4) 交付にあたっての条件について

交付規程第9条の他に、新たに条件を付加する場合があります。